

## 今後の放課後の居場所づくり（学童クラブ含む）の検討について

## 1 新制度施行に向けて必要な準備作業

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について、「量の見込み」を設定、「確保方策」を検討し、「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込む。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準を検討し、条例を制定する。

## 2 今後の方針

学童クラブについては、町子ども・子育て会議で議論を行う。  
（全児対象とした放課後事業についても、あわせて議論を行う。）

新制度の準備作業を優先的に議論しつつ、あわせて現行の課題や将来の方向性についても検討を行う。

平成 26 年度前半に集中的に検討を行い、改善可能なものについては平成 27 年度から対応する。平成 26 年秋ごろに会議としての考え方（提言・報告）をまとめる予定。

学校敷地内での学童クラブの実施については、教育委員会など関係部局の協力が不可欠なため、検討状況について適宜、情報提供を行う。

## 3 検討にあたって参照するデータ

## (1) 就学前児童ニーズ調査

平成 25 年度に実施（見込み量算出済み）。

## (2) 小学生対象ニーズ調査

平成 25 年度に実施（見込み量算出中）。

## (3) 民間学童クラブ（風の子・おひさま）利用者へのアンケート調査

平成 26 年度に実施予定（調整中）。

調査内容（案）

- ・ 利用のきっかけ（内容、預かり時間、保育園から利用しているなど）
- ・ 満足度（内容、料金など）
- ・ 不便に感じていること
- ・ 町の学童保育を利用していない理由 など

(4) 市町村別実施状況調査

平成 26 年度に実施（ 実施中 ）。

調査内容

- ・ 運営形態（直営、委託、補助など）
- ・ 実施場所、利用時間、利用料
- ・ 学童クラブのほか放課後事業の実施有無 など

4 今後の検討にあたっての留意点

地域特性や地域資源をふまえて、全小学校区一律ではなく、部分的な変更も視野に入れる。

提供方法について大きな変更を伴う場合は、事前アンケートやパブリックコメントの実施が望ましい。

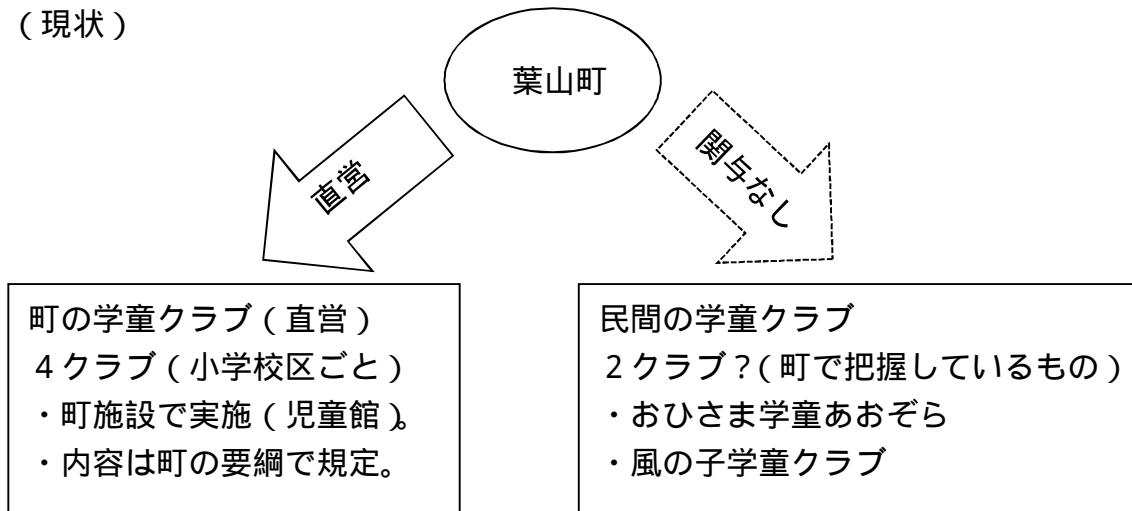
利用料については、大きな方向性が決まってから検討を行う予定。

放課後児童クラブの主な改正事項（子ども・子育て支援新制度施行後）

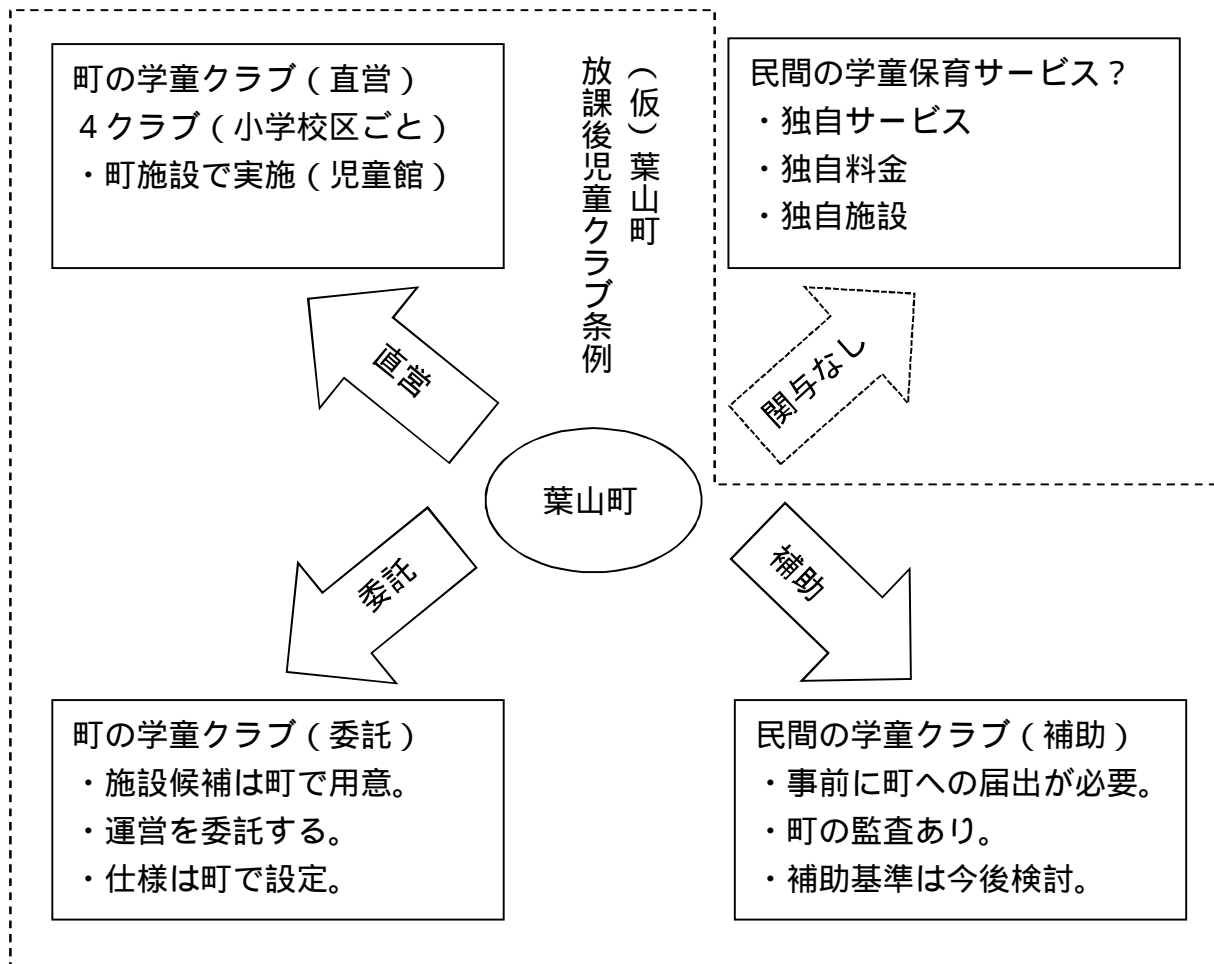
	現行	新制度施行後										
対象児童	おおむね 10 歳未満の留守家庭の小学生	留守家庭の小学生										
設置及び運営の基準	特段の定めなし（ガイドライン）	国が省令で基準を定め、市町村で条例を制定 【従事する者及び員数...従うべき基準】 【施設、開所日数、時間など...参酌すべき基準】										
市町村の関与	開始後 1 ヶ月以内に事後の届け出など 【届け出先：都道府県】	事業開始前の事前の届け出など 【届け出先：市町村】										
市町村の情報収集	子育て支援事業に関し、必要な情報の提供	子育て支援事業に関し、必要な情報の収集及び提供										
事業の実施の促進	特段の定めなし	市町村の公有財産(学校の余裕教室など)の貸付け等による事業の促進										
計画等	・「市町村行動計画」の策定 ・総合的かつ効果的に次世代育成支援対策を推進する努力義務	・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定 ・区域ごとの事業量の見込みや提供体制の確保について法律上に規定 ・総合的かつ計画的に事業を実施する責務										
費用負担割合	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>国 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>都道府県 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>市町村 (1/3)</td> </tr> </table>	保護者負担	国 (1/3)	都道府県 (1/3)	市町村 (1/3)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">保護者負担</td> <td>国 (1/3)</td> <td rowspan="3">+</td> <td rowspan="3">(?)</td> </tr> <tr> <td>都道府県 (1/3)</td> </tr> <tr> <td>市町村 (1/3)</td> </tr> </table>	保護者負担	国 (1/3)	+	(?)	都道府県 (1/3)	市町村 (1/3)
保護者負担	国 (1/3)											
	都道府県 (1/3)											
	市町村 (1/3)											
保護者負担	国 (1/3)	+	(?)									
	都道府県 (1/3)											
	市町村 (1/3)											

## 葉山町における放課後児童クラブのイメージ

(現状)



(平成27年度以降のイメージ)



放課後学童クラブの具体的基準と葉山町の状況

基準の項目	内容	現行の葉山町の適合状況
従事する者 【従うべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童の遊びを指導する者」の資格があり、研修（都道府県）を受講した者</li> <li>・資格は、保育士、社会福祉士、教員免許（幼・小・中・高）など。</li> <li>一定の経過措置について検討される予定。</li> </ul>	<p>（適合）</p> <p>職員2名のうち最低1名は、「児童の遊びを指導する者」の資格あり。</p> <p>ただし、研修（都道府県）受講は必要。</p>
員数 【従うべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とする。</li> </ul>	<p>（適合）</p> <p>職員2名配置。</p>
児童の集団の規模 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね40人までが適当。</li> <li>・40人を超える場合は、複数のクラブへの分割や複数の児童集団に分けて対応するよう努める。</li> </ul>	<p>（一部適合）</p> <p>定員は40人以内。</p> <p>ただし、実態としては一部実施場所で、40人を超えている。</p>
施設・設備 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用室・専用スペース</li> <li>・児童1人あたり1.65㎡以上の面積。</li> <li>・生活の場としての機能が十分に確保されること。</li> </ul>	<p>（一部適合）</p> <p>目安の面積は満たさないが、専用スペースあり。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他</li> <li>・静養スペースを設けることが適当。</li> </ul>	<p>（一部適合）</p> <p>一部の実施場所で静養スペースあり。</p>
開所日数 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間250日以上が原則。</li> </ul>	<p>（適合）</p>
開所時間 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日は1日3時間以上。</li> <li>・休日は1日8時間以上。</li> </ul>	<p>（適合）</p> <p>平日＋土曜開所。</p>
その他の基準 【参酌すべき基準】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害対策</li> <li>・虐待等の禁止</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・保護者・小学校等との連携</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・安全管理</li> <li>・アレルギー対策 など</li> </ul>	<p>（適合）</p> <p>ただし、おやつは提供していないので、アレルギー対策は該当なし。</p>

(参考)

- ・従うべき基準 …… 必ず適合しなければならない基準。
- ・参酌すべき基準 …… 地方自治体が十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容される基準。ただし、変更する場合には、その説明責任は地方自治体に求められる。

## 児童数、専用室・専用スペースの考え方について

### 1 児童の集団の規模について【参酌すべき基準】

#### (1) 国の考え方（社会保障審議会報告書）

…（省略）…児童の集団の規模はおおむね 40 人までとすることが適当である。

「児童数」の考え方について、放課後児童クラブは、毎日利用する児童と週のうち何日かを利用する児童との双方が考えられる事業であることから、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数で捉えることが適当である。

#### (2) 町の対応案

児童の集団の規模は、おおむね 40 人とする。

「児童数」の考え方は、現行の学童クラブの定員や登録者数ではなく、1 日あたりの平均利用者数を用いる。

### 2 施設・設備について【参酌すべき基準】

#### (1) 国の考え方（社会保障審議会報告書）

…（省略）…活動拠点である専用室・専用スペースを設ける際の面積については、…（省略）…現行の放課後児童クラブガイドラインと同様に「児童 1 人当たりおおむね 1 . 6 5 m<sup>2</sup>以上」とすることが適当である。

なお、面積要件の算定の基礎となる「児童数」についても、「児童の集団の規模」と同様、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均人数を加えた数で捉えることが適当である。

…（省略）…児童館で実施する場合など、放課後児童クラブの児童とそれ以外の児童が同じ部屋で過ごす場合も想定されるが、…（省略）…専用室・専用スペースは、放課後児童クラブの対象となる児童が生活する上で支障を及ぼさない場所と考えることが適当である。ただし、放課後児童ク

ラブを利用しない児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もあることから、各クラブの実情に応じ、そうした専用室・専用スペースの運用も可能とすることが考えられる。

## (2) 町の対応案

面積については、基本的に「児童1人あたりおおむね1.65㎡」とする。

面積要件の算定の基礎となる「児童数」については、現行の学童クラブの1日あたりの平均利用者数を用いる。

専用室・専用スペースの捉え方は、学童室のほか、学童クラブ登録者が通常利用できる部分（プレイルーム・図書室等）も含めて考えることとする。

## 3 留意点

現在の利用条件（小学校3年生まで）を継続するのであれば、国の基準のとおり町で条例を制定しても、現行施設は適合している。

利用条件を小学校6年生まで引き上げると、国の基準に適合しない施設が出てくる可能性がある。ニーズ調査結果をふまえて、引続き検討を行う。

ニーズが多く見込まれる場合は、場所の移転なども視野に入れる。



学童クラブ利用者数(平成25年度)

(人)

学童クラブ名	定員	登録者数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
葉山学童クラブ	25	49	のべ利用者数	527	510	389	454	463	367	359	346	315	259	206	269	4,464	15
			1日あたり 平均利用者数	21	21	16	17	17	16	14	14	14	11	9	11	181	
葉桜学童クラブ	25	23	のべ利用者数	257	272	226	240	172	198	202	202	191	170	147	203	2,480	8
			1日あたり 平均利用者数	10	11	9	9	6	9	8	8	8	7	6	8	101	
下山口学童クラブ	15	23	のべ利用者数	263	272	259	248	161	246	257	239	223	212	160	213	2,753	9
			1日あたり 平均利用者数	11	11	10	10	6	11	10	10	10	9	7	9	113	
上山口学童クラブ	25	7	のべ利用者数	77	74	71	83	59	60	69	64	59	54	59	71	800	3
			1日あたり 平均利用者数	3	3	3	3	2	3	3	3	3	2	3	3	33	

面積

学童クラブ名	実面積	学童実施に必要な面積(平成25年度学童クラブ平均利用者数から算出)	
葉山学童クラブ	123㎡	24.75㎡	(1.65㎡×15人)
葉桜学童クラブ	141㎡	13.2㎡	(1.65㎡×8人)
下山口学童クラブ	119㎡	14.85㎡	(1.65㎡×9人)
上山口学童クラブ	220㎡	4.95㎡	(1.65㎡×3人)

学童クラブ利用者数(平成26年度)

(人)

学童クラブ名	定員	登録者数 (H26年度)	登録者数 (H25年度)	増減		4月	平均
葉山学童クラブ	25	63	49	14	のべ利用者数	674	27
					1日あたり 平均利用者数	27	
葉桜学童クラブ	25	34	23	11	のべ利用者数	389	16
					1日あたり 平均利用者数	16	
下山口学童クラブ	15	40	23	17	のべ利用者数	387	15
					1日あたり 平均利用者数	15	
上山口学童クラブ	25	7	7	0	のべ利用者数	85	3
					1日あたり 平均利用者数	3	

面積

学童クラブ名	実面積	学童実施に必要な面積(平成26年度学童クラブ平均利用者数から算出)	
葉山学童クラブ	123㎡	44.55㎡	(1.65㎡×27人)
葉桜学童クラブ	141㎡	26.4㎡	(1.65㎡×16人)
下山口学童クラブ	119㎡	24.75㎡	(1.65㎡×15人)
上山口学童クラブ	220㎡	4.95㎡	(1.65㎡×3人)

学童クラブ面積一覧表

学童クラブ名	プレイルーム(m <sup>2</sup> )	学童室(m <sup>2</sup> )	図書室(m <sup>2</sup> )	ホール(m <sup>2</sup> )	休養室・集会室(m <sup>2</sup> )	合計(m <sup>2</sup> )	受入可能 児童数(人) (1.65m <sup>2</sup> の場合)
葉山学童クラブ	85	38				123	74
葉桜学童クラブ	63	7	58		13	141	85
下山口学童クラブ	56	9	23	31		119	72
上山口学童クラブ	105 (15m × 7m)	12 (3.5m × 3.5m)	63		40 (10m × 4m)	220	133